廃炉発官R4第172号 令和5年1月26日

原子力規制委員会殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号 東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質,核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき,別紙の通り,「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について,下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

R I 法施行規則の改正に伴い,個人線量の評価用測定器の信頼性を確保するため,個人線量の評価用測定器の変更を行う。本変更に伴い,下記の通り変更を行う。

## Ⅲ 特定原子力施設の保安

第1編(1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る保安措置)

第7章 放射線管理

第61条

・個人線量の評価用測定器変更に伴う変更

## 附則

- 個人線量の評価用測定器変更に伴う変更
- ・油処理装置の運用開始に伴う記載の削除

## 第2編(5号炉及び6号炉に係る保安措置)

第7章 放射線管理

第102条

- ・個人線量の評価用測定器変更に伴う変更 附則
  - ・個人線量の評価用測定器変更に伴う変更
  - ・油処理装置の運用開始に伴う記載の削除

## 第3編(保安に係る補足説明)

- 3 放射線管理に係る補足説明
- 3.1 放射線防護及び管理
  - 3.1.2 放射線管理
    - ・個人線量の評価用測定器変更に伴う変更
    - ・記載の適正化

以上